

## 平成 30 年度の参与会議の進め方について（事務局たたき台）

第 3 期海洋基本計画の計画期間の初年度に当たる平成 30 年度においては、新計画により新たなステージに入った中で政策遂行の進展を図り、かつ、対外的にその旨を明確にする観点から、参与会議として、以下の方針で取り組むこととしてはどうか。

## 1. 海洋政策の工程管理の推進

第 3 期海洋基本計画においては、計画を着実に推進させるための工程管理を強化することとしていることから、参与会議において、工程表や指標について、各省及び事務局において作成・提出された案を基に審議し、今後 5 年間の PDCA サイクルを確立する。

- この検討の場としては、参与会議全体で審議することを原則とする。
- なお、分野毎に担当となる参与を決め、事務局の担当参事官との間で、工程表の記載内容等について参与会議の事前に調整等を行う。必要に応じ、WG（ワーキンググループ）を構成することもあり得るか。

## 2. 政策テーマを特定して審議するもの等

テーマに応じて、検討の手法やその熟度、これまでの蓄積等が異なることから、PT（プロジェクトチーム）方式に捉われず、多様な取組体制を導入することとする。具体的には、PT（プロジェクトチーム）方式、スタディグループ（勉強会）方式及びプラットフォーム方式を念頭におき、それぞれ次に掲げる内容及びテーマの設定を行う。

## (1) PT（プロジェクトチーム）方式

- 参与会議の下に PT（プロジェクトチーム。小委員会を含む。以下同じ）を設置し、重要テーマを 2～3 程度選定する。PT でのとりまとめの後、参与会議で議論を深め意見書に反映。

- PT で取り扱うテーマの設定に当たっては、一定の基準を策定し、それに基づいてテーマを選定することとする。基準としては、例えば、

[案1] 3つの基準

- ①これまで PT で取り扱っていない事項を中心とすること
  - ②中長期的な観点から検討を行うことが必要であること
  - ③関係省庁にまたがる横断的なテーマであること
- を満たすもののうちから選定することを原則とする。

[案2] 個別のプロジェクトの掘り起しにつながる見込みのある案件であること

とする等が考えられる。

(PT で取り扱うテーマの例)

国境離島の土地利用のあり方等に関する検討 等

(2) スタディグループ（勉強会）方式

- 参与の参画を得つつ、新計画に基づく施策について今後の方向性を含めて幅広く自由に意見交換を行うスタディグループを設ける。

進捗次第で、PT へ切り替え、又は、参与会議での審議を経て、今後の取扱いの方向性を固めていく。

(スタディグループで取り扱うテーマの例)

海洋生物資源を活用した高付加価値ビジネスの展開、海洋保護区、海洋ゴミ、MDA のデータ交換 等

(3) プラットフォーム方式

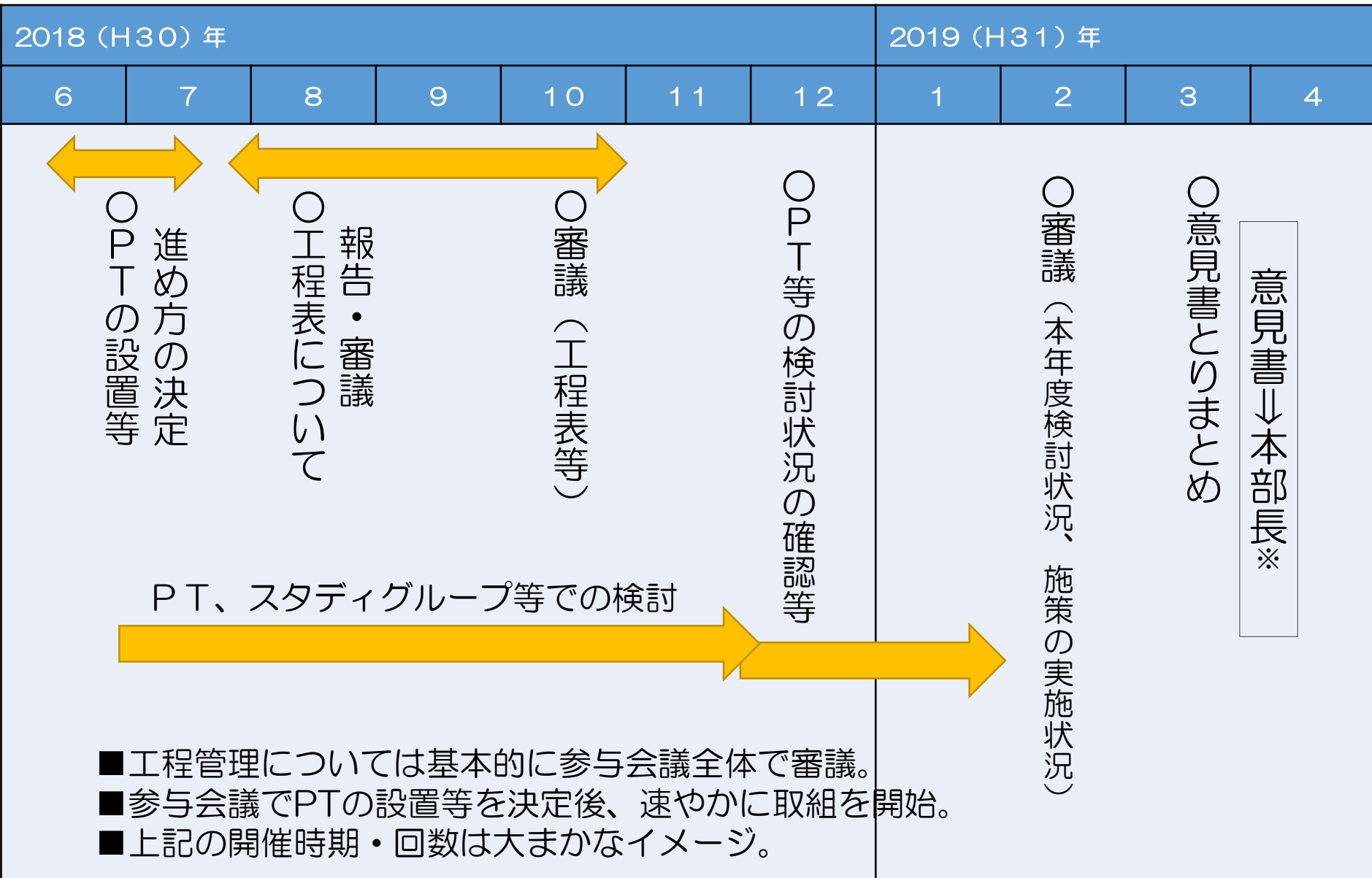
- 参与の参画を得つつ、新計画に位置付けられている以下のプラットフォームの活動を支援し、その進捗状況を参与会議において審議又は報告し、その結果を当該活動にフィードバックすること等によりその推進を図る。

(プラットフォームの例)

- ・ニッポン学びの海プラットフォーム(関係省庁等が主体となるもの)
- ・海洋資源開発技術プラットフォーム(民間が主体となるもの)

以 上

# 平成30年度 参与会議の審議 概略スケジュール（案）



※ 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）  
 第1条 2 参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。